

令和6年11月

# 定例総会議事録

松本市農業委員会

令和6年11月 松本市農業委員会 定例総会 議事録

1 日 時 令和6年11月27日(水) 午後1時30分から午後4時00分

2 場 所 議員協議会室

3 出席委員

(1) 農業委員 25人

1番	百瀬 泰紀	2番	小林 節夫
3番	柳澤 一向	4番	武井 茂善
5番	中川 敦	6番	久保 節夫
7番	松田 和久	8番	河西 穂高
9番	丸山 茂実	10番	矢嶋 壽司
11番	御子柴清市	12番	塩原 秀俊
13番	田中 悦郎	14番	細江 弘光
15番	塩原 俊昭	16番	松尾 英志
17番	濱 博	18番	齋藤 勝幸
19番	奥原 邦義	20番	倉科 孝明
21番	塩原 至	22番	古畑 英俊
24番	上條信太郎	25番	山田 久子
26番	村山さえ子		

(2) 推進委員 7人

推1番	原 弥生	推2番	小笠原鉄夫
推7番	上杉 壽和	推8番	石川 克彦
推12番	横山 泰治	推16番	丸山 貴久
推18番	百瀬 一郎		

4 欠席委員

(1) 農業委員 1人 23番 二村 喜子

(2) 推進委員 11人

推3番	梶原 知子	推4番	古家 豊和
推5番	百瀬 文仁	推6番	赤羽 武史
推9番	横山 竜大	推10番	手塚 稔幸
推11番	中野 浩史	推13番	清水 麻未
推14番	原口 知明	推15番	平林 章司
推17番	太田 稔		

5 議 事 (農地に関する事項)

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件…………… (議案第195号~第196号)
- イ 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件  
…………… (議案第197号~第198号)
- ウ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件…………… (議案第199号~第211号)
- エ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件…………… (議案第212号)

- オ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……（議案第213号～第226号）
- カ 相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件……（議案第227号）
- キ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件……（議案第288号）
- ク 市民農園区域の指定について……（議案第229号）

(2) 報告事項

- ア 非農地証明の交付状況の件
- イ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- ウ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- エ 農地法第4条の規定による届出の件
- オ 農地法第5条の規定による届出の件

6 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 報告事項

- ア 令和6年度非農地判断の実施方針について
- イ 令和6年度松塩筑安曇農業委員会協議会農業功績者等表彰候補者の推薦について
- ウ 主要会務報告並びに当面の予定について

7 その他

8	出席職員	農業委員会事務局	局 長	小岩井 淳
		//	局長補佐	上條 仁
		//	係 長	草田 崇博
		//	主 事	田中 瑞恵
		//	事 務 員	西森 朋恵
	農 政 課		係 長	松田 鉄平
		//	主 事	田村 孝平
		//	主 事	城生 涼風
		//	主 事	倉科 愛加

9 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

10 会長あいさつ 田中会長

11 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により田中会長が議長に就任

12 議事録署名委員の指名及び書記の任命

- 〔議事録署名委員〕 9番 丸山 茂実 委員
- 10番 矢嶋 壽司 委員
- 〔書記〕 上條局長補佐、草田係長

13 会議の概要

議 長 それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいり

ます。

初めに、議案第195号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたします。

別冊の総会資料をお手元にご準備ください。

今月は新規就農者はいませんので、農政課から議案の説明をお願いします。  
倉科主事。

倉科（農政課）主事 農政課の倉科です。

特記事項等ございませんので、議案の説明に移らせていただきます。

着座にて失礼します。

別冊資料の1ページをご覧ください。

5-(1)-ア、農用地利用集積計画の決定の件、議案第195号です。

合計のみ申し上げますので、別冊資料の5ページをご覧ください。

合計、一般、筆数35筆、貸付け25人、借入れ19人、

面積10万4,294平米。

利用権の移転、筆数37筆、貸付け17人、借入れ2人、

面積5万5,466平米。

所有権の移転、筆数4筆、貸付け4人、借入れ2人、面積7,021平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構集積関係）、筆数22筆、貸付け8人、借入れ1人、面積3万3,050平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構配分関係）、筆数18筆、貸付け1人、借入れ7人、面積2万2,879平米。

合計、筆数116筆、貸付け55人、借入れ31人、

面積22万2,710平米。

当月の利用権設定全体のうち認定農業者への集積は、筆数75筆、面積16万895平米、集積率は88.09%です。

議案第195号は以上になります。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして農業委員、推進委員の皆様から質問、意見等ありましたら、発言を願います。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

以降、議案の採決においては、農業委員の方を対象に伺いますので、よろしく願います。

議案第195号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。  
続きまして、議案第196号 農用地利用集積計画の決定の件について上  
程いたしますが、本件は委員に関係する案件でありますので、農業委員会  
法31条の規定により、山田委員には退室をお願いいたします。

(山田農業委員 退席)

議長 農政課から説明をお願いいたします。  
倉科主事。

倉科(農政課)主事 続きまして、議案第196号です。  
別冊資料の6ページをご覧ください。  
合計のみ申し上げます。  
筆数4筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1万171平米。  
上記利用権設定(一括方式機構配分関係)のうち認定農業者への集積率は  
100%です。  
議案第196号は以上になります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、  
お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。  
議案第196号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方  
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。  
山田委員の入室をお願いいたします。

(山田農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第197号 農用地利用集積等促進計画案について意見  
聴取する件を上程いたします。  
農政課から説明をお願いいたします。  
倉科主事。

倉科(農政課)主事 続きまして、5-(1)-イ、農用地利用集積等促進計画案について意

見聴取する件、議案第197号です。  
別冊資料の7ページをご覧ください。  
合計のみ申し上げます。  
筆数24筆、貸付け14人、借入れ5人、面積4万5,267平米。  
議案第197号は以上になります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、  
発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、集約いたします。  
議案第197号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方  
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。  
続きまして、議案第198号 農用地利用集積等促進計画案について意見  
聴取する件について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件であり  
ますので、古畑委員には退室をお願いいたします。

(古畑農業委員 退席)

議長 農政課から説明をお願いいたします。  
倉科主事。

倉科(農政課)主事 続きまして、議案第198号です。  
8ページをご覧ください。  
合計のみ申し上げます。  
筆数30筆、貸付け17人、借入れ1人、面積4万5,336平米。  
議案第198号は以上になります。

議長 ありがとうございます。  
ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、  
お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。  
議案第198号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方

の挙手をお願いいたします。

[多数挙手]

議長 ありがとうございます。  
賛成多数ですので、本件は原案どおり決定することといたします。  
退室している古畑委員の入室をお願いいたします。

(古畑農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第199号から211号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件、13件について上程します。  
事務局から一括説明をお願いします。

上條局長補佐 議長。

議長 上條補佐。

上條局長補佐 それでは、総会資料1ページをご覧ください。  
着座にて失礼します。  
農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。  
議案第199号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。  
議案第200号は、実際の耕作者に権利を移転するため、所有権を移転するものです。  
議案第201号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。  
議案第202号は、新規就農のため、賃貸借権を設定するものです。  
議案第203号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。  
次のページをお願いいたします。  
議案第204号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。  
議案第205号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。  
議案第206号は、農地保全のため、所有権を移転するものです。  
議案第207号は、購入する古民家と一体利用するため、所有権を移転するものです。  
議案第208号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。  
議案第209号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。  
議案第210号、211号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。  
参考資料として、新規就農者の情報を4ページに掲載しておりますので、ご覧ください。  
以上13件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。  
以上、ご審議をお願いいたします。

議 長 地元委員の意見を求めます。  
199号、百瀬委員。

百瀬農業委員 199号は、お母さんが高齢化したことで、娘さんが農業を引き継ぐというものです。既に農地で栽培を始めていましたので、特に問題ないと思います。  
以上です。

議 長 200号、201号、松尾委員。

松尾農業委員 まず200号。第3条許可の下限面積の規制があったものですから、地主からの要望もあったわけですが長年買取りが出来なかったものです。下限面積が昨年撤廃されたことから、実際に耕作し続けている譲受人に所有権移転するものです。今後も続けて野菜を耕作するという事になっております。  
次に201号。譲受人の〇〇さん、さらに規模を拡大するという事で、問題ないというふうに判断いたします。

議 長 202号、細江委員。

細江農業委員 賃借人の〇〇さんはキュウリをやってらっしゃいまして、今後も熱心にキュウリ栽培する予定です、問題はありません。頑張っていたきたいと思います。

議 長 203号と204号、河西委員。

河西農業委員 203号のほうですが、住んでいる住宅の隣で家庭菜園をやるために権利移転をするものです。申請地は2筆に分かれていまして、その間に登記上農地じゃないところもありますが、その土地も譲渡人から買い上げ、一体的に農地として利用する計画となっています。続いて、204号ですけども、住宅を中古で購入するときに、農地つきで売りに出されていたという事情で、66平米、すごく小さなところですけど、購入計画となっています。ほかに利用できるような方もいらっしゃらないような場所で購入住宅の隣地にあるため新規就農されることについて問題はないと考えます。  
以上です。

議 長 205号、中川委員。

中川農業委員 里山辺の案件でございます。譲受人と譲渡人の関係ですが、譲受人のお父さんのおじさんに当たる方が譲渡人ということでございます。現状は、こ

の農地、譲受人がすでに耕作をしています。親族の中でこの辺の権利関係きちっとしておこうということで、今般の贈与という形の申請になりました。問題ない案件であります。

議 長 206、207、久保委員。

久保農業委員 206番、親戚同士でもともと作っているところの権利を移転するものでして、引き続き自家消費野菜を栽培する計画となっていますので、何の問題もありません。

続いて、207番ですけれども、〇〇さんが今借りているところがもう住めなくなりましたので、新しく古民家を購入するものです。その古民家についてくる農地を耕して、規模を拡大するというものですので、何ら問題はありません。

以上です。

議 長 続きまして、208と209号、倉科委員。

倉科農業委員 208ですけれども、〇〇さんが自宅の目の前にあります農地、1筆、37平米を〇〇さんから売買により所有権の移転を行うものです。場所は〇〇集落の中の一角でありまして、梓川を渡る〇〇橋、これの北100メートルほどの住宅に囲まれた中にあります僅かの農地になります。〇〇さん、〇〇のほうから転居されておりました、同郷であった〇〇さんから農地をお願いされたという経過で、今回の売買ということになりました。現地のほうは既に〇〇さんが管理されておりました、野菜とかタマネギが定植されておりました。目の前でありまして、自家消費用に栽培したいということでありますので、面積としても適当でありますし、特段の問題はないため、許可は適当と考えております。

続いて、209でありますけれども、〇〇さんが、5,800平米の農地を〇〇さんから売買によりまして所有権移転を行うものです。場所は〇〇集落に隣接します農用地の一角であります。〇〇の東側300メートルほど下ったところでありまして、周囲は主にリンゴ畑という中の畑になります。〇〇さんは相続によりまして取得したのですけれども、お住まいが〇〇ということで、通作は難しいということで、本件農地から100メートルほどのところにお住まいの〇〇さんがこの農地を規模拡大ということで希望しておりました、売買が成立するということになりました。現地のほうはきれいに管理されておりました、特段問題ないと思っておりますので、許可は適当と考えております。

以上です。

議 長 続きまして、210と211、塩原至委員。

塩原（至）農業委員 210号は、〇〇さんが〇〇さんから買うということで、新規就農であ

ります。いろいろと耕作の関係につきましては、古畑さんから機械を借りたり、いろいろ指導を受けるということでありまして、問題ないかと思えます。

211号につきましては、今、〇〇さんにつきましては、〇〇に住んでおりますが、来年4月にこっちに引っ越してくるということで、〇〇さんのおやじさんは波田の〇〇地籍に〇〇を作っております、実際に〇〇から毎日通っているということで、ちょっと大変なものですから、息子のところに居候をしながら、みんなで〇〇を作っていくたり、またこの土地につきましては家庭菜園をしていきたいということでもあります。問題ないと思えます。

以上です。

議長 続きまして、全体を通じまして、推進委員の皆様も含めまして発言がありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、農地法第3条の規定による案件、13件について一括して集約します。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第199号から211号について、原案どおり許可することに賛成の委員の方の挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することと決定します。  
続きまして、議案第212号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、1件について上程します。  
事務局から一括説明をお願いします。

西森事務員 議長。

議長 西森事務員。

西森事務員 農業委員会事務局、西森です。  
農地法第4条の規定による許可申請承認の件についてご説明いたします。  
着座にて失礼いたします。  
議案書の5ページをお願いいたします。  
議案第212号、転用目的、通路です。やむを得ないものとして追認申請となっております。  
関連がありますので、議案225号も一緒にご説明いたします。  
議案書9ページをお願いいたします。  
転用目的は住宅です。先ほど4条で追認申請をした残りの部分と隣接地に

住宅を建設するものです。

以上、これらの案件につきましては、内容は議案書のとおりです。

また、一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。よろしく  
お願いいたします。

議 長 地元久保委員の意見を求めます。

久保農業委員 議案第212号とその後に出てきます議案第225号と一緒にありまして、  
お父さんの土地に権利を設定して息子さんが家を立てる計画の段階で、農  
地の一部を実家の通路として使用していたことが判明したため、第225  
号の申請と同時に第212号を追認案件として上程されたものです。22  
5号はやむを得ないものと考えます。

議 長 現地確認した委員に意見を求めます。中川委員。

中川農業委員 先般、現地を見てまいりました。位置図資料10ページ、議案212号で  
す。通路の向こうに久保委員が写っておりますが、この向こうが住宅とい  
うことになっていまして、ここを通らないと住宅までは行けないというこ  
とで、やむを得ないと判断いたしました。

それから、225号であります。こちら周圀の農地の営農条件に支障  
を及ぼすおそれはないものと判断しました。やむを得ないと判断しており  
ます。

以上です。

議 長 では、議案第212号と関連する第225号を、一括して審議します。  
質問、意見ほかにありますか。

[質問、意見なし]

議 長 意見等ないようですので、ただいまから一括で集約します。  
議案第212号と225号について、原案どおり承認することに賛成の農  
業委員の方の挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定します。  
続きまして、議案第213号から224号及び226号 農地法第5条の  
規定による許可申請承認の件、13件について上程します。  
それでは、事務局から一括説明をお願いします。

西森事務員 議長。

議 長 西森事務員。

西森事務員 続きます、農地法第5条の規定による許可申請承認の件についてご説明いたします。

議案書の6ページをお願いいたします。

議案第213号、転用目的、駐車場・資材置場です。農振除外済み案件です。

議案第214号、転用目的、住宅敷地です。やむを得ないものとして追認申請となっております。

議案第215号、転用目的、砂利採取のための一時転用です。

議案第216号、転用目的、現場事務所・資材置場の一時転用です。

7ページに行きます。

議案第217号、転用目的、仮設物設置用地の一時転用です。

議案第218号、転用目的、進入通路、敷地拡張です。農振除外済み案件及びやむを得ないものとして追認申請となっております。

議案第219号、転用目的、コンビニエンスストアです。農振除外済み案件です。

議案第220号、転用目的、資材置場です。農振除外済みの案件です。

8ページに行きます。

議案第221号、転用目的、太陽光発電施設です。

議案第222号、転用目的、太陽光発電施設です。

議案第223号、転用目的は住宅敷地・駐車場です。農振除外済み案件です。

議案第224号、転用目的は住宅です。

9ページに移ります。

議案第226号、転用目的は住宅です。

以上、これらの案件につきましては、内容は議案書のとおりです。

また、一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、地元委員の意見を求めます。

213、214、215、216、217まで松尾委員。

松尾農業委員 5案件一括して説明させていただきます。

213、これにつきましては、農振から除外されていまして、ここに駐車場と資材置場を造るというものですけれども、3面が既存の事業用地と道路、〇〇に接していて、周りの農地に対し影響はないと判断いたしました。

それから、214、位置図資料13ページを見ていただいたとおりです。もう道路になっておりまして、隣接農地との境はすでに擁壁があって、その上に登記簿上の農地があるというものです。追認案件としてやむを得ないものと判断しました。

それから、215、砂利採取ということでありまして。一時転用という形で、

最後は農地に戻すというものです。トラックの進入、それから搬出経路について、何ら問題ないというふうに判断いたしました。

それから、216、約5か月の一時転用で、これも最後には農地に戻すというもので、何ら問題ないというふうに判断いたしました。

それから、217、これも一時転用で、最後には農地に戻すというもので、何ら問題ないというふうに判断いたしました。

以上です。

議長 218、濱委員。

濱農業委員 218ですが、位置図資料の写真を見ていただきますと、細長い線がずっと囲んであるところがありますけれども、現実的にはほぼ田んぼのあぜの部分がほとんどで、奥のほうの狭くなっているところは、車が通るところへ若干かかっている部分もあろうかと思えますけれども、圃場整備やる前にこの住宅ができておまして、圃場整備のときにその宅地境のところへ現場合わせて水田のあぜを潰して田んぼを造ったというところで、使っているうちにだんだんと、土留めですので、はみ出してきたというようなことを是正するという地主からの話でございます。本来は宅地のほうが斜面の土手を持ってなきゃいけないわけですので、これで真っ当な格好になるかなというふうに思います。ほぼあぜが直立のコンクリートを立てて向こうへ行くという追認案件です。やむを得ないと判断しました。

以上です。

議長 続いて、219、塩原委員。

塩原（秀）農業委員 農振除外のときにここで審議されて承認された件と計画その他同じですので、よろしくをお願いします。

議長 続きまして、220、河西委員。

河西農業委員 220号、資材置場に転用する案件です。農振除外が済んでいます。位置図資料の地図見てもらえばちょっと分かると思いますが、申請地は不整形地で、農業をやれるところではちょっとないような感じの現状になっています。そういった事情を考慮して、やむを得ないという判断をしました。

議長 続きまして、221、222、丸山委員。

丸山農業委員 221、222ともに〇〇さんからの太陽光発電、実際に伺って確認をしました。場所は、〇〇から〇〇へ抜ける道路から〇〇に上がる道がありますが、その〇〇に上がる道を〇〇方面に上がって行って、1キロほど行ったところで右に折れて、〇〇に行く道路になりますけれども、その道をさらに上がって行く途中にある〇〇という地籍になるのですけれども、そこ

での話になります。

〇〇さんは今現在、90歳くらいで、話が聞けなかったものですから、息子さん呼んでいただいて、息子さんから話を聞いてきました。両方とも〇〇という地名が言っているとおり、昔は〇〇を〇〇して、〇〇を出していたために開いた〇〇だそうです。それで、その後、牧草を作っていたところを農地にして、〇〇を作っていたそうですが、〇〇さんができなくなってきたものから、今現在は221、222号ともに草刈りをして保全管理をしているというような状況でした。

それで、標高がやはり高いものから、なかなか野菜を作るとか何とかというのがなかなかできずに今までやってきたということで、もう10数年、草刈りをして今までやってきたということで、そうしたらこの太陽光発電の〇〇という会社が航空写真で撮って、訪ねて来たということで、その話に乗ったということです。

周りは全て山林の中にある農地ですので、太陽光にしても他の農地に対する影響は全くないと考えています。やはりそこで野菜を作るとかというのなかなか大変だなというように感じますので、致し方ないかと判断しました。

以上です。

議 長                    それでは、223、柳澤委員。

柳澤農業委員            位置図資料の写真を見ていただくと分かるのですが、写真の左側の住宅が〇〇さんのご夫婦のお宅です。これは奥さんの〇〇さんの土地を〇〇さん、〇〇さんのほうに移して、こここのところは駐車場にしたいと。この写真にはないのですが、左側にも似たような駐車スペースがあります。そこには農機具が置かれていて、なかなか車が置けないということで、こここのところを駐車場にしようということです。南側は、写真の奥のほうですね、こここのところは1メートルほど下に田んぼがあるのですが、内側はブロックの土留めが造られていまして、特に周囲に対する影響はないと思います。右側もちょっと下がったところに水田があるのですが、影響はありません。前面は、これは道路です。特に問題ないので、こここのところは追認ということで致し方ないと思います。

議 長                    続きまして224、久保委員。

久保農業委員            この場所は〇〇です。その近くに〇〇の〇〇という昔の〇〇があります。備考欄にも載ってこないことから景観条例に対して問題はないというふうに考えます。周辺の農地に何の問題もないと判断して、問題ありません。以上です。

議 長                    それでは、226、塩原至委員。

塩原（至）農業委員 226号であります。位置図資料の写真を見ていただきまして、〇〇さんのお母さんの土地に娘さんが住宅を建てるといふものです。隣にネギ畑はありますが、その敷地も〇〇さんの土地であります。白いところに宅地を建てるといふことで、やはり親の近くに住居を構えたいといふことでありますので、問題ないかと思ひます。

以上です。

議長 次に、現地確認した農業委員の意見を求めます。

議案第213号から220号までを久保委員、議案第221号から224号、議案第226号を中川委員。

久保農業委員 213、島内の〇〇の件、松尾委員のおっしゃったとおりで、〇〇の会社の隣、全然ほかに、他の田んぼに影響を与えることはないと思ひますし、道も広くて、問題はないと思ひます。

それから、214も、住宅敷地ですけれども、これは写真のとおりで、本当になぜかあぜ道か何かのようところが少しだけ残っていたといふことで、これをきれいにしたいといふことですので、これも問題ありません。

それから、砂利採取ですけれども、これは高速道路の側道沿いなのですが、松尾委員おっしゃったように問題はないのですが、ただ一つ懸念は、大型ダンプが通ったりするにはちょっと道幅が狭いので、どのようにこの会社が地域の人と話をして、ダンプやなんかの出入りをどうするかといふことだけは一応懸念をしております。

次に216。これは資材置場といふことでありますけれども、一時転用といふことで何の問題はないと判断しております。217は、〇〇地区にある〇〇へ繋がる市道の改良工事の関係の一転転用です。これも何ら問題はありません。218も、地元委員がおっしゃったように、農振除外の済んだ追認案件ですので、何ら問題はありません。

219ですが、〇〇の〇〇にある農地にコンビニを造るといふもので、農振除外が済んでおり、周辺農地に大きく影響を与える場所ではないといふふうに見てきました。何ら問題はありません。220は、河西委員が説明したとおりで、〇〇の建物とその周りにある駐車場、資材置場、それに隣接してございまして、何らこれも周辺の田んぼに影響を及ぼすことはないといふ判断しました。問題ありません。

議長 続いて、中川委員。

中川農業委員 それでは、221と222です。内田の太陽光発電ですが、これ、全て山の中、山林の中に位置しております。問題ないと思ひます。

223の稲倉ですが、これも位置図資料の写真を見れば分かりますが、右側、それからその向こうが水田であります。当該農地はそこは全く別の場所といふことで、周囲の農地に影響を与えるおそれは全くございません。

それから、224ですが、こちらも久保委員おっしゃったように、〇〇にあるわけですが、この案件においても、周辺の農地に与える影響はないものと認められます。

それから、最後、226です。こちらも、位置図資料の写真によりますと、手前にこれ、一本ねぎが植わっていますが、この手前が道路です。こちらも周囲に与える影響は認められないものと判断いたしました。問題ないと思います。

以上です。

議長 　　ただいま、現地確認した委員から意見がありました、215、砂利採取の交通量とその安全性の件、松尾委員。

松尾農業委員 　　懸念は確かにありますけれども、砂利採取は、申請地の北のほうから徐々に進めてきているという実績が転用事業者にはあり、今回はその続きだというふうに認識をしています。今まで事故も無く、安全に施工されていると聞いていますので問題はないと判断をいたしました。

議長 　　本当に基本的にこういうのを見るたびに、迷惑とその実績がどうなるというところがやっぱりポイントの1つだと思いますが、今それぞれ懸念された内容は、やっぱり我々も加味しなきゃいけないものですから、補佐、多分問題はないと思うが、代理人を通してその業者に確認だけしておいてください。

上條局長補佐 　　分かりました。

議長 　　続きまして、全体を通しましてそれぞれ皆さんのほうで意見等ありましたら、お願いします。

小林委員 　　議長。

議長 　　小林委員。

小林農業委員 　　議案第224号ですけれども、備考のところに所有権移転とありますけれども、売買なのか、贈与なのか、教えてください。

西森事務員 　　議長。

議長 　　西森事務員。

西森事務員 　　申請書に添付されている資金計画書では、土地購入費として金額の記載がありますので、売買として把握しております。

議長 書類上、売買ということで確認しました。  
ほかに。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、農地法第5条の規定による案件、225号を除きまして13件について、一括して集約します。  
農業委員の皆さんへ聞きますが、議案第213号から224号及び226号、13件について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定します。  
続きまして、議案第227号 相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件、1件について上程します。  
事務局から説明をお願いします。

西森事務員 議長。

議長 西森事務員。

西森事務員 相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件についてご説明いたします。  
議案書の10ページをお願いいたします。  
議案第227号、出川にお住まいの〇〇さんが承認を受けるものです。  
以上、よろしくをお願いいたします。

議長 地元委員の意見を求めます。  
百瀬委員。

百瀬農業委員 この場所は、〇〇の前の通りにある〇〇に指定されている大きな住宅があるのですが、その裏です。そこにある5筆の農地ですが、農地としては現状使われておりまして、農地としては問題ないと思います。それから、〇〇さんですが、お父様が〇〇に亡くなられているようですが、今年もお米を農協に出荷しているようですし、ずっと主体になって実際に農業をやっておられるようなので、問題はないと思います。

議長 全体を通じまして、推進委員の皆様も含めまして、この案件について質問、意見等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、ただいまから集約します。  
議案第227号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定します。  
続きまして、議案第228号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、1件について上程します。  
事務局から説明をお願いします。

西森事務員 議長。

議長 西森事務員。

西森事務員 議案書の11ページをお願いいたします。  
引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認について説明いたします。  
議案第228号、島内にお住まいの〇〇さんが承認を受けるものです。  
以上です。よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、地元委員の意見を求めます。  
松尾委員。

松尾農業委員 〇〇は畑になっていまして、〇〇以外は全部水稲として利用していました。  
全部耕作していたことを確認しました。  
以上です。

議長 全体を通じまして質問等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、1件について集約します。  
農業委員の皆様になりますが、議案第228号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定します。  
ここで暫時休憩といたします。再開は14時40分です。

(休憩)

議長 それでは、再開いたします。  
議案第229号 市民農園区域の指定の件について上程します。  
事務局から説明をお願いします。

上條局長補佐 議長。

議長 上條補佐。

上條局長補佐 それでは、別冊の議案と左上に別紙とある資料をご覧ください。市民農園区域の指定について、議案第229号。別冊議案資料で用意させてもらっております。ご確認ください。

議案第229号 市民農園区域の指定について。

市町村が市民農園として整備すべき区域（以下「市民農園区域」という。）を指定する場合、市民農園整備促進法第4条の規定に基づき、市町村農業委員会の意見を経ることとされております。今回、市が新たに市民農園区域を指定する計画があるため、農業委員会に決定を諮るものです。

根拠法令につきましては、別冊議案資料の1から2ページをご覧ください。

今後の予定ですけれども、市民農園の開設に当たっては、先ほどの根拠法令にもございますとおり、再度、農業委員会の決定を諮ってまいりたいと思います。

それでは、市民農園区域の指定内容について、農政課の職員のほうから説明をいたします。

田村（農政課）主事 農政課の田村と申します。

市民農園の区域指定について、私のほうから説明をさせていただきます。

それでは、着座にて失礼いたします。

まず、どういったものを整備するかといったところで、経過を含めて説明をさせていただきます。

令和2年9月に島内の山田町会のほうから、松本青年の家周辺の整備に関するご提案をいただきまして、山田町会と市との間で協議を重ねてまいりました。

地域づくりに関わる具体的な整備を検討するに当たりまして、地域への移住・定住を促す拠点整備、また安全で安心な暮らしに必要な生活環境の整備を地域づくりの2つの柱に据えて検討した結果、クライנגルテンを整備する方針となりました。

それでは、資料のほうに移りたいと思いますが、3ページ目から11ページ目をご覧ください。

冒頭でもご説明をさせていただきましたが、当クライングルテンにつきましては、市民農園整備促進法に沿った整備を進めていくため、市民農園の区域の指定が必要となります。

必要性につきましては、資料1番に記載のとおりとなりますので、ご確認

をお願いいたします。

続きまして、指定区域の概要になりますが、指定区域は松本市役所から北へ6キロほどの場所に位置しておりまして、土地の筆数は65筆、面積は約5万平米を区域に指定する予定となっております。

次に、区域指定の要件につきましては、資料の3番に記載のとおりとなりますので、ご確認をお願いいたします。

また、ページをおめくりいただきまして、推進の体制になりますが、資料の6ページ、別紙市民農園の整備促進のための推進体制をご覧ください。

今後の整備促進のための推進体制につきましては、地元の町会ですとか、その他団体と連携協力し、それぞれの役割分担による推進体制を構築していきます。

なお、今後整備するクライנגルテンの管理運営につきましては、外部へ委託をする指定管理方式により管理等を行っていく予定です。

また、それぞれの推進体制の概要につきましては、資料3番のとおりとなりますので、ご確認をお願いいたします。

残りの7ページから8ページにつきましては、指定区域の位置図、それから9ページ目につきましては、今回整備するクライングルテンの整備計画の平面図、それから10ページ目から11ページ目につきましては、区域指定する土地の一覧、最後のページになりますが、参考として公図に指定区域を模写したものを添付してありますので、併せてご確認をお願いいたします。

説明は以上となります。

議 長

地元委員の意見を求めます。その後、すでにクライングルテンを開設している奈川と四賀地区の農業委員に、意見を求めたいと思います。

地元委員、松尾委員。

松尾農業委員

これは前々から山田町会では過疎化が進んでいまして、とにかく活性化をしようじゃないかということで、松本市との協議の中で今までやってきた内容だというふうに認識しております。ですから、あそこについては、賃貸で恐らくやられるというふうに思っています。

それから、管理者がどうなるのかなということで、今見ましたら、指定管理者に依頼するという説明ですので、非常によろしいかなというふうに思います。

整備をして、荒れないようにしていただければいいのではないかなと。

それと、もう一つは、賃貸するので、その仕組み等々をしっかりとさせていただきたいというのが我々の願いかなと思います。

耕作者がどんどん替わると考えられます。何年契約にするのか、または1年交代にするのか、いろいろ契約方式はいろいろあると思いますけれども、その辺をしっかりといただければよろしいかなというふうに思っています。

山田地籍の住民の方々はこれを願っていらして、とにかく高齢化がかなり

進んでいまして、あの地域は。こういったことで活性化が図ればいいのではないかというふうに思っています。

以上です。

議長 続いて奈川地区、奥原委員。

奥原農業委員 奈川地区には3か所クラインガルテンがあります。1か所がダムの上の部落に7棟、それと今の奈川支所の上に大原地区というのがありますが、そこには35棟、そして私の町会、神谷、野麦峠へ行くところですが、そこには18棟、合わせて60棟になります。

それで、管理の状況は、各町会で管理します。2年ごとに替わる場所がありますし、一応奈川地区の場合は、クラインガルテン組合という組織で総合的にやっていて、持ち回り組合長みたいな形でやっています。

そして、大原地区の35棟は1年中使用できます。そして、入山地区、神谷地区のあと25棟は、この11月で一旦閉鎖して、また4月から利用できるという8か月間の使用という形になっています。

ただ、入れ替わりに関しては、今の市のほうの条例がありまして、5年という刻みになって、5年で出ていただくという形です。大変人気がありまして、出てもすぐ入る状況です。

そして、指定管理という形を取るも結構でしょうが、奈川のほうは町会管理みたいな形になっています。ですから、何か協力、草刈りだとか、畑の指導だとか、いろいろなのは各町会のおじさん、お婆さん、私が入って教えたりしています。

あまり畑なんかをやらない方がおられますと、よく注意はしていますが、でも、大概5年、今年、入居の長い方がいまして、その方は今年退去しました。だから来年度空いているのですが、全部今、現状では塞がっています。そのような状況で、交流施設ですので、1年にうちの町会でも4回ぐらいは全体で交流をしています。

非常に楽しいことは楽しいが、ただ、管理に対しては、地域が高齢化が進んでおられて、先週も私も手伝って、クラインガルテンの立ち木の伐採だとか、いろいろなものを作って、掃除をしたところですが、そんなような状況で今、取りあえずみんな楽しくやっています。

以上です。

議長 次に四賀地区、久保委員。

久保農業委員 四賀の場合は、最初に造ったところ、坊主山と言いますが、その次に緑ヶ丘というように2つあって、あまり詳細なことは私、知りませんが、勉強不足で。結構多く、特に最初の頃は本当に抽せんしても、なかなか入れなかったと。でも、最近ようやく空きが出てきたというように、奈川よりは空きが出てきたと。

奈川と違うところは、あくまでも管理は町会じゃなくて、その組合で管理

していますので、直接町会とはいろいろなあれはありません。県外から皆さんが来ていただいていますので、非常にありがたいというか、活性化していいと思います。

以上です。

塩原（秀）農業委員 議長。

議長 塩原秀俊委員。

塩原（秀）農業委員 市民農園といってもいろいろな形があるもので、ちょっと聞きたいのですけれども、資料9ページの計画平面図の右手のほうは、建物と畑がついて貸し出すという形。左の青年の家に近いほうは、ただの畑だけ。もし畑だけだとしたら、駐車場とか、トイレとか、水道なんかの管理という場所みたいなものはあるのかどうか、お聞きします。

田村（農政課）主事 議長。

議長 田村主事。

田村（農政課）主事 ご質問ありがとうございます。

当クラインガルテンの整備の計画につきましては、全て区画ごとに休憩小屋、いわゆるラウベですね、そちらにお風呂ですとか、トイレですとか、キッチンといったようなもの完備し、フリースペースとして、駐車場みたいな形で車がおよそ2台程度止められるぐらいの広さのスペースと、あと畑ですね。耕作ができるような畑、それを一区画として整備をしていく予定となっております。したがって、資料9ページの計画平面図の右側、左側とは全てそういった整備を考えております。

以上です。

小林委員 議長。

議長 小林委員。

小林農業委員 資料9ページの計画平面図のところですが、私も実際はこの辺のところを通ったりしていますが、この区画の真ん中辺のところ。区画を四角く囲ったところ。ここは貸せる区画内には入らないと思うけれども、あそこを通った感じでは、何か地質調査みたいなのをされていて、そこへ何か建物を建てるのか。それと、今、青年の家も壊していて、そこにも何かできるのか。直接これとは関係ないけれども、参考までに、分かる範囲で教えていただきたい。

松田（農政課）係長 議長。

議 長 松田係長。

松田（農政課）係長 農政課の松田です。よろしくお願いいたします。

今のご質問、2点、お答えいたします。

まず1点目、9ページ右側の囲みですね。こちら、現状、くぼ地になっております。そこへ、削った土を入れて、埋め土をする、盛土をするといった範囲になります。

小林委員 平らになるのですね。

松田（農政課）係長 はい。

今、道路からですね、市道の1683号線、横に伸びている市道ですが、ここからこのくぼ地まで、大体7メートルくらい高低差があるのですが、そこを埋め立てまして、大体三、四メートルくらい埋まる予定でおります。こちらにつきましては、一応事業用地の中に入っている状況です。

続いて、2点目のご質問ですが、右側の青年の家の後利用についてですが、こちらには管理棟もしくは交流棟といいますか、管理機能を持たせた施設を建設する計画でおります。大ききとしては、大体400平米程度の建物を建築する計画でおります。

以上です。

久保委員 議長。

議 長 久保委員。

久保農業委員 参考で結構ですんで、戸数が20棟だとか30棟だとかというのが1つと、計画的に家賃何万円か。3万円、4万円、5万円とかというのがあると思いますので教えてください。

それと、四賀地区の場合は、例えば入居期間が2年、3年とかありますので、入居年数はどうなっているか教えてください。

四賀も交流棟はありますけれども、各棟に農地はついています。以上です。

松田（農政課）係長 議長。

議 長 松田係長。

松田（農政課）係長 お答えいたします。

区画につきましては、全部で25区画になります。

それから、金額及び入居の年数につきましては、まだ決定はしておりませんので、今後検討していくことになっております。

それから、一区画につきましては、一区画が約300平米で考えております。内訳としましては、200平米が菜園スペース、それから50平米が休憩小屋施設のスペース、それから残り50平米がフリースペースとしまして、駐車場等の利用を考えております。

以上になります。

柳澤委員 議長。

議長 柳澤委員。

柳澤農業委員 この資料9ページの図を見ると、これ、どういうふうに見たらいいのかな。この上のほう、真ん中走っている道路がありますよね。この道路は、こちらの岡田の田溝池のほうからこれ、上って来る道路ですよ。

それで、この上に豊科カントリークラブがあって、朝と、それからゴルフが終わって2時か3時過ぎくらいですか、ここを結構車走るんですよ。現在住んでいる人は誰もいないので、横断歩道とか信号機とかそういったものがないのですけれども、ここに人が住むようになると、特にゴルフ場に通っている人たちの車の、ここ、結構スピード出る場所なんです。私も何回か行ったことあるのですけれども。ですから、ちょっとその辺の人が住んだときの交通事故等が起こらないような何かことは考えておいたほうがいいのではないかと思います。

松田（農政課）係長 議長。

議長 松田係長。

松田（農政課）係長 ありがとうございます。

今、ご意見いただいた点ですけれども、こちらの道路に関しましては、市の規格に準じた道路に改修を予定する予定となっております。

ここのメイン道路といいますか、1683号線については、9メートル道路、ほぼほぼ広さ、幅は変わらないのですけれども、9メートル道路にする予定であります。

議長 ほかに。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、市民農園区域の指定についての件について集約します。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第229号について、区域指定を承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定します。  
続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。  
事務局から報告事項のアからオについて一括説明をお願いします。  
上條補佐。

上條局長補佐 議長。

議長 上條局長補佐。

上條局長補佐 それでは、報告事項アからオについて説明いたします。  
これらは書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。

総会資料12ページからご覧ください。

12ページ、非農地証明の交付状況の件、1件、13ページから15ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、25件、16ページから17ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、20件、18ページ、農地法第4条の規定による届出の件、2件、19ページから20ページ、農地法第5条の規定による届出の件、9件。

以上になります。よろしくをお願いします。

議長 報告事項がありましたけれども、質問等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長 ないようですので、これら報告事項につきましては、事務局説明のとおり承知おきをお願いいたします。

その他農業委員会業務に関する事項に入ります。

まず、報告事項のア、令和6年度非農地判断の実施方針についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

田中主事。

田中主事 農業委員会事務局の田中でございます。よろしくをお願いいたします。

早速ですけれども、資料21ページをご覧ください。

本件の要旨は、平成21年の通知に基づき毎年実施している非農地判断について、今年度の実施方針を報告するものです。

まず初めに、本日も報告する非農地判断とはどんなものなのか簡単に説明させていただきます。

非農地判断は、山林化、原野化とも言いまして、夏の利用状況調査から始まり、春頃に所有者に非農地通知を発送するところまでを一連の流れとし

て、1年に1回実施しているものです。既に森林または原野の様相を呈していて、農地に復元することが著しく困難な農地を農地台帳から削除し、登記地目を山林、原野に変えていただくことを目的としています。

具体的には、委員の皆さんにこのような山林化したような農地を8月に行う利用状況調査で再生困難な農地として報告していただくことで、再生困難と報告された農地を、非農地となることで周辺の農地に影響がないかとか、所有者に影響がないかというふうなことを精査した上で、総合的な判断の下、最終的に山林、原野に戻すべきと判断された場合は、所有者へ山林にすることを意向を文書で伺いまして、異論がなければ、非農地通知書というものを発送していきます。非農地通知書を受け取った所有者は、法務局で登記地目変更の申請をします。一方、事務局では農地台帳から削除しますし、課税の担当部署につないで、課税の評価を変えるというようなことを進めていきます。

このような一連の流れのうち、本日は事前に意向を伺うこと、この部分に対して報告をするものです。

それを踏まえて、資料21ページの2をご覧ください。

今年の予定面積は記載のとおりです。去年が21万5,000平米、395筆、229人に対して行いましたので、昨年よりは若干上回るものとなります。

地区別の筆数は23ページにございますし、詳細なリストは30ページ以降にございます。

スケジュールとしては3番になります。

毎年1月の上旬にリストにある候補農地の所有者に対して、非農地とすること及び非農地とするけれども農振地区の除外することに異論がある場合は事務局にお申出いただいて、お申出いただかないものは、次の段階に進みますよという通知を発送します。

国の方針では、この事前通知は不要とされているんですけども、松本市では、トラブルを避けて、より確実に非農地化を進めるために、このような事前通知を送付しています。

所有者に送る事前通知は、24ページから29ページの計4枚になるんですけども、農用地区域からの除外についてと、土地改良区に対する決済金が発生する可能性があるというようなことなどを事前に確認していただきたいために、ちょっと読みごたえのある、また難しい内容に一見するとなってしまうんですけども、4枚ほどの通知になってしまいます。お電話で質問や問合せをいただける場合は、そういった内容はしっかりと説明していきたいと思っています。

所有者からの異議申立て期間をおおむね1か月ぐらいを設けまして、最終的に3月、4月頃に非農地通知書という正式な書類を所有者に送るまでが例年どおりですけれども、一連のスケジュールとなっています。

4番ですが、地目変更登記の申請を所有者の方にしていただくんですけども、なかなかされないという課題がございますので、市町村長の職権で地目を変更する制度の活用を検討したんですけども、今年も見送ること

としました。

主な理由としては、法務局に対する情報提供が難しいということと、職権登記申請できる筆数に制限があるということで、県内では9つの町村で一度に30筆程度で受け入れていただいているという実情がある中で、当市の規模では、写真の提供や依頼の筆数にちょっと難があるなというところで、今年も職権登記は見送ることとしました。

以上が本年度の非農地判断の事前に通知を発送するものの概要となりますけれども、異議申立て期間を経まして、最終的に非農地判断をする農地が確定した段階で、また改めて総会でご報告をしますので、一旦この内容で報告させていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

議 長

ご苦労さまでした。

ただいま説明がありました。

質問、意見等ある方はお願いします。

百瀬委員。

百瀬農業委員

旧市のところを見ますと、地目のところに原野と山林が入っているんですけども、これについて、その意味はどういうことですか。

議 長

田中さん。

田中主事

実は今まで地目が山林、原野のところは、ちょっとそのままに、なかなか非農地判断というものを進めずに、田畑に対してしてきたんですけれども、そのままでは農地台帳の整備が進まないというところで、地目を変えていただく登記申請していただく必要はないんですけども、農地台帳から削除させていただくという意味で通知を差し上げて、台帳の整備に努めたいと思って、今回入れたものです。

議 長

よろしいですか。

小林委員。

小林農業委員

これ、毎年やっていると思うんだけども、それで、そういう中で、通知を返してこない人もいるし、農業委員に文句を言ってくる人もいるし、事務局のほうに尋ねてくる人もいるけれども、例えば100通通知を出して、4月の時点で農地台帳から外すという整理の段階で、大体どのぐらいの割合で、100%進んでいけばいいけれども、なかなか送られた人も、非農地というか、農地台帳から外されればどうなるのか。それで原野とか山林のほう畑とか田んぼなんかより、荒れちゃえばね、多分現況課税だもんで、そういう具合にやっているところもあるし、台帳で取られるところもあって、その払っているほうが大体どのぐらい払っているか、実際。よっぽど経理みたいに詳しい人じゃないと分からない人もいると思うんだよね。そこら辺、どのぐらいの、今までのやっている段階で、10年までいかな

くていいけれども、ここ3、4年の推移というか、そういうのを聞いたら参考になると思います。

議 長

基本的には、打率稼ぐわけじゃないので、できるだけ努力をして、現況にやってもらうということが我々の職責の1つだと思います。確かに個人の財産だし、強制的にもできないし、かといって職権でやらないという方針なので、でもできるだけ現況に合うような形でいって、農地パトロールの負担なんていうことは、あんまり直接は関係ないかもしれないが、それも1つの手段だし、いろいろ多面的に考えた中で、ぜひお願いしたいという、この地主の皆さんにはね。そういうスタンスでいます。

田中さん。

田中主事

すみません、ありがとうございます。

どのくらい異論があるというところで、肌感覚なんですけれども、1割くらいはやめておいてほしいという意見をいただいています。理由としては、もう相続人が分からなくなってしまって、もう自分の一存でそういうことをしたくないとか、あとは先祖が耕してきたものだからもうちょっと置いておいてほしいとか、あとは仕事を退職したらやりたいから置いておいてほしいというような意見を頂戴しますので、それであれば必要最低限の保全管理、基本的に周りに農地がないところなんですけれども、中には農地に接しているようなところもありますので、私が見た中で、迷惑かかるようなところであれば、そういったお願いをした上で、一旦は、今回やめておきましょうというご案内しているのがおおむね1割ほどあります。

あと、課税に関しては、山林課税、一般山林という課税の区分に一律変わってまいります。一般的に田畑の課税より山林課税は安いと言われていたんですが、全てがそうなるわけではないために、事務局からの案内としては、課税評価が変わる可能性がありますというところをご案内しています。課税の担当部署からも、詳しいことはこちらに聞いてほしいと言われていまして、あえて詳しくは触れていないけれども、評価が変わるといってご案内で通しております。

議 長

いいですか。

ほかに。

齋藤さん。

齋藤農業委員

安曇地区は、昨日と今日の午前中確認してきました。これ、昔の人が苦勞して畑に開墾してやったようですが、今は誰が見ても一目で分かるように、こんな直径20センチぐらいの大木になって、再生困難です。7筆全て再生困難に確認してきました。進めてください。

議 長

ありがとうございます。

ほかに。

[質問、意見なし]

議 長

よろしいですかね。

何かちょっとジレンマいろいろあるんですが、それぞれ、なければ、本件はただいまの説明のとおり進めてまいりますので、またご協力よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、報告事項のイ、令和6年度松塩筑安曇農業委員会協議会農業功績者等表彰候補者の推薦についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

草田係長。

草田係長

農業委員会事務局の草田です。

45ページをお願いします。

1番の要旨ですが、今年度、地域農業振興等功績者表彰の候補者として、1団体、2個人を推薦したことを報告するものです。

2番の表彰候補者ですが、新村地区から〇〇様、内田地区から〇〇様、笹賀地区から〇〇様を挙げていただきました。各地区の委員の皆様には大変お世話になりました。ありがとうございました。

3番の功績調書ですが、まず新村地区の〇〇様を推薦していただいた細江委員から簡単に功績を説明していただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

細江農業委員

〇〇ですけれども、新村の南新中という地区にあります。それで、〇〇は2016年の4月に創立されまして、地区内の遊休農地が発生しないようにということで、小規模な農地も全部請け負って、地区内の人で運営しております。

〇〇は一応法人にしているということですね。地区で法人をつくっているということで、そんな関係で、認定農業者として農業経営の改善計画に基づいて農業経営の目標達成に向けて創意工夫をしながら、取組を進めているということで、地域の農地を守るということと、あと松本大学と、コムハウスという福祉施設が新村にあるんですけれども、そこと連携しながらエゴマクッキーを作ったりして、無農薬のエゴマクッキーを作るような活動をしていまして、地区全体で取り組んでいるということで、表彰の候補にいたしました。

草田係長

ありがとうございました。

次に、内田地区の〇〇様について、丸山委員から説明をお願いいたします。

丸山農業委員

48ページに書かれているように、〇〇さんは現在、農協に勤めていて、どちらかというと地域に貢献しようという趣旨の下に農業をされているというのが1つです。

それで、特に施設のメンバー等に今年なんかは加工トマトを作って、収穫を体験させているだとか、あとは野菜をいろいろ作っているんですけども、地域のベテランのお母さん方に収穫をお願いをし、〇〇さん自体は収穫したものを出荷するという位置づけで仕事をしています。

特に、荒廃地等になっているようなところをどんどん借りて、栽培を増やしているというのが実態です。

それで、特に就労の場を与えているというところでは、いい取組だということで、〇〇さんに話をし、今回の表彰の対象という形に持ってきました。以上です。

草田係長

ありがとうございます。

続いて、笹賀地区の〇〇さんについて、矢嶋委員からお願いいたします。

矢嶋農業委員

〇〇さんにつきましては、両親が農業をやっていたんですけども、学校卒業後、昔で言う長野県経済連にお勤めをしまして、15年勤めて、うちに入ったということであります。

〇〇さんのところは、兄弟お二人いまして、お二人とも大きくしっかり農業をして、しっかり稼いでいらっしゃるということでもありますけれども、兄弟でしたので、先、お兄さんからだなということで推薦させていただきました。

ここにも書いてありますけれども、当時はハウスのセロリ15アールを2回転、畑30アール、これもセロリです。笹賀はセロリということで、過去団体が表彰もされておりますけれども、その中のお父さんたちが1人に入るとのことです。

そのほかにリンゴ栽培160アールを受け持って、積極的に農業の技術を学びながら進めてきたということで、もう既に20年農業を行っていますけれども、その間に研修生の受入れ、それから市場関係者の新卒の職員の研修の受入れ、それからほかにもリンゴやなんかはよくやっておりますけれども、中学生の研修ですね、そういうことをやっておりまして、既に受け入れた研修生の中では、他市で野菜栽培に就いていらっしゃる方もいると。

現在は、やはり常勤の人と一緒に雇ってやっておりますけれども、その方も将来的に独立をしたいという考えを持っているようでもあります。

その20年間の間に、さらに農地の借入れをしまして、畑で80アール、これはブロッコリーとモロコシですけども、そのほかに果樹園130アールをプラスしたということで、10種類のリンゴを販売できるような体制をつくったということでもあります。

現在、55歳ということでもありますけれども、まだまだこれからも地域農業に貢献できるというふうに考えておりますし、リンゴの栽培2町9反やっておりますけれども、現在までに平成28年、29年と地元の果樹の部会長を歴任されまして、その後、30年から令和5年までJA松本ハイランドの果樹部会の副部会長、それから部会長ということを経験されまして、

そういう意味でも、地域の果樹の関係の先頭に立ってきたということで、申請をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

草田係長

ありがとうございました。

では、資料45ページにお戻りいただいて、その他になりますが、11月8日付で推薦書を松塩筑安曇農業委員会協議会宛てに提出をしております。今後の予定としましては、来年の1月中旬頃に表彰者が決定されて、2月中旬頃に表彰が行われる予定となっています。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいま事務局とそれぞれの担当の委員の方から説明がありました。

この件につきまして何か皆さんのほうから質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

柳澤委員。

柳澤農業委員

大変いい制度だと思うんですけども、この農業功労者の表彰というのは、これは松本市でやりますよね。それから、あと松塩筑も似たような表彰あります。これは何かどういうふうに峻別して考えているんですか。それとも、あまりそういう区別なく、推薦が上がってくれば、それをしていくというふうな、そういうスタンスですか。

草田係長

今回のものは松塩筑安曇のもので。候補者の推薦ということで、各地区のほうから推薦をいただいた方をこちらで提出をしていくというものになっています。

柳澤農業委員

あと、11月3日の文化の日に松本市の、そこは農業、いわゆる農業の功労者だけではなくかと思えますけれども、そちらのほうへも何か推薦の枠というか、働きかけがあったんですよね。

それはどういうふうに推薦する側としては峻別して考えたらいいんでしょうか。

草田係長

11月3日の市民祭ですかね。あちらについて、私たちの農業委員会として推薦した方については、農業委員として長い間務めていただいた方、基準がありますので、それに適応した方について推薦をさせていただきます。

農林業功労者の推薦については、各事業者宛てに、同じように恐らく実績のある方、農業の振興に功績のあった方について推薦するような依頼が行っているんじゃないかと思えます。

柳澤農業委員

そうすると、特に何かどちらに推薦するというようなことは、あまり深く考えてなくてもいいということですか。

議長 私は、3日のほうは農業関係の委員として選考委員なんです。ここに原さんもその該当でお見えなんです、基本的には、こういう農業委員もそうですし、JAの関係もそうですし、改良区の関係もそうなんです、ある程度何期というような基準の中で、そこに尽くされた方を3日は市長は表彰する。

それで、これにつきましては、それぞれ松塩筑の各地域の中で、この方が我々の農業に対する功績があるという、基本的なメジャーはそれほどないんですけども、その方を任意の関係の中で表彰するというような関係が違いがあると思います。

それで、3日の市長表彰の中でも、農業功労者表彰という部門、女性という部門もありますし、さっき言った、前段で申し上げた関係もありますので、それぞれの該当に当てはまる方を表彰するというシステムになっています。

柳澤農業委員 分かったような分からないようなあれですね。

というのは、実は浅間温泉にあさま湯芽市の直売所ってあるんですよ。あれがもう団体で10年以上前にこの松塩筑の関係で表彰されているんですよ。それで、実は今年度、農政課のほうから、もう一度、あそこの25周年たっているんで、少し推薦してみたらどうですかという働きかけがあって、一応推薦状書いて、先日、11月3日に表彰されたんですけども、ちょっとその辺のね、同じ団体がこっちでもこっちでもということは特に気にしないでいいということなんですか。

議長 おっしゃるとおりです。その浅間の関係も、我々審議員といいますか、審査員として一緒に出させていただきますけれども、やっぱり推薦母体の中で、おっしゃったような形の推薦をして、やはり松本市で表彰するのが適当じゃないかという判断をして、市長に表彰してもらいました。

ダブるということはほとんどないと思いますけれども、やはり線引きは、あまりそこはないです。

柳澤農業委員 分かりました。

議長 ぜひまた、ずっと機会ありますので、どの程度価値があるかは別として、それぞれご苦労された方にやっぱり敬意を表すというような決め事になったと思います。

ほかに。

[質問、意見なし]

議長 よろしいですか。

それぞれなければ、本件についてはただいまの説明のとおりですので、ま

た敬意を表しながら、それぞれご承知おきをお願いしたいと思います。

次に、報告事項のウ、主要会務報告並びに当面の予定を議題といたします。  
事務局の説明をお願いいたします。

草田係長。

草田係長

資料5 1 ページをお願いします。

主要会務報告です。

今お話がありました11月3日、松本市民祭表彰式典に会長に出席をしていただきました。

11月7日、河西部ブロック研修・懇談会が島立公民館で行われました。

11月20日、農地転用の現地確認に中川代理と久保委員に対応していただきました。

11月21日、長野県農業委員会大会がホクト文化ホールで行われました。当日欠席された委員さんの分の資料につきまして、お配りしてありますので、本日欠席されているようでしたら、お手数ですが、資料をつなげていただきたいと思います。

また、こちらで農業者年金加入推進活動功労者表彰式で、会長が表彰されております。おめでとうございます。

続いて、次のページ、当面の予定です。

明日、11月28日に全国農業委員会会長代表者集会在東京で開催され、会長が出席されます。

12月17日、松塩筑安曇農業委員会協議会市村農業委員会会長会議と県の行政機関と農政懇談会が開催され、会長が出席をされます。

ここで県の行政機関との農政懇談会として議題として松本市から提出された検討課題について、少し紹介をしたいと思います。

3つの事項について提出をしてあります。

まず、1つ目ですが、鳥獣害防護柵の管理と担い手の確保対策についてということで、農作物への被害、最小限に抑えるためには防護柵の設置がされているところですが、防護柵の設置や管理には多くの人手や作業時間が必要で、地域内で高齢化が進む中、管理を継続に行うためには、若い農業者の参加が不可欠だと考えています。そこで、若い農業者や、特に親元就農がしやすい制度の整備をお願いしたいということで1つ目は提案しております。

2つ目ですが、利用権の設定方法の見直しについてということで、令和7年の4月以降、利用権の設定方法は農用地利用集積等促進計画または農地法3条の許可に限られてきます。従来行われていた相对契約で設定されていた農地について利用権設定する際、農家の方が、手続きが煩雑になるというような印象を持っている状況があります。制度を使わずに農地の貸し借りが行われた場合に、利用権の設定状況と現状の把握ができずに、適正な農地利用の管理に支障が出る可能性があることから、農家の方が利用しやすい仕組みとして、利用権設定の簡易化や代替制度の検討をお願いしたいということで2つ目提案しています。

3つ目ですが、産地の風土、文化に根差した品種、ブドウの振興ということで、県が推奨しているシャインマスカットの生産が拡大していますが、供給過多となっていて、過度の生産拡大が農家の所得安定に寄与していない状況があります。また、シャインマスカット一辺倒に生産が集中することで、地域の特色や品種の多様性が損なわれようとしています。県の基幹品種の推奨と同時に、各産地特有の品種の生産も推奨し、品種ごとにバランスの取れた流通量を適正に管理する仕組みの整備をお願いしたいと、この3つの項目について検討課題として提出をしております。ご承知おきください。

続いて、52ページに戻りますが、12月19日、農地転用の現地調査は松田委員と丸山委員ですので、お願いします。

12月20日に都市計画審議会に中川代理に出席をしていただきます。

12月26日、定例総会になっております。よろしく願いいたします。以上です。

議長

ありがとうございました。

今、事務局から説明ありました。

何か皆さんのほうからコメントありましたら、お願いします。

松田委員。

松田農業委員

今から10日ほど前の新聞報道なんですけれども、サンプルアルウィンの西側のところ約16ヘクタールのところへ食品関連企業、2社さんですか、が一応進出する希望というようなことが載っていましたが、あそこは今のところまだ市街化調整区域ですよ。

この7月から何か新しい法律で、地域未来投資促進法ですか、それがあって、約16ヘクタールを重点促進区域に設定をして、募集をかけたということがあったんですけれども、ああいった例えば市街化調整区域の中にそういった計画を立てるときは、こういう農業委員会なりに相談と言うのはあったんですか。私はあるべきだと思ったんですよ。

特に、いろいろと市街化調整区域の開発なりについては、いろいろ課題もあるし、それから現実問題として、我々中山のほうから見ると、あそこの今回の16ヘクタールというのは、ものすごい第一等地だと思うんですよ。何を作ってもできる。ところが、我々のような中山みたいな市街化調整区域は、今年の麦もそうですけれども、麦を作っても駄目、ソバを作っても駄目、大豆を作っても駄目、米しかできない。そういった不良農地なので、それを同じ市街化調整区域という1つのくくりで、一応法律上はそうになっているんだけど、これ、松本市として、一体そういった農地の在り方をどういうふう考えている。

今、地域計画というふうな、それは各地区のことを言っているんだけど、松本市に来れば都市計画がありますよね。都市計画図を見ても、あそこは都市計画にも何ものってない地区なんです。だから、そういうことって、何か開発、今回の場合は地域経済の発展を促すということで、決して

悪いことじゃないと思うんですけども、やっぱり農業というのは遅れている、置いていかされているという気持ちがいっぱいなんです。特に、ああいう条件の悪い市街化調整区域を抱えている地区にとってはね。

だから、先ほど山田の関係をクラインガルテンを持ってきてやって開発するって、非常にいいことだと思うんですよ。だから、例えばの話、中山辺りもそういうものもやってもいいと思うし、非常に見晴らしもいいし、山田のあそこよりもよっぽど見晴らしいところですよ。こんなこと言っちゃいけないけれども。

だから、そういう高いところからやっぱり見て、松本市の農業の在り方というのをもっと、この農業委員会でもそうだし、もっともっと議論すべきだと思うんですよ。

こういった総会をやっても、半分はもう3条、4条、5条申請で時間が終わっちゃっているもので、それ以上に、地域振興と申しますか、農業振興について、もっとも委員さんの皆さん方の意見を聞いたりして、それを行政の行動にいかしてもらおうと。特に会長さん中心になって、市長と膝を突き合わせてもらって交渉してもらいたい、そんなふうだと思うんですけども、たまたま今回のこの報道があったものですから、何かおかしいんじゃないかというような気がしたんです。すみません、よろしく願います。

議 長

半分当事者であって、半分当事者じゃないようなもので、基本的にはおっしゃるとおりだが、あんまり推量とか自分の知識だけで今のことに對して発言しちゃまずい、誤解を生んじやまずいと思うもので、また後ほど出てきますが、前回の定例総会の中で出てきた農振除外の中の農家レストランの問題とか、規制改革の問題とか、それ、今のところ予定なんですけれども、1月の定例総会の際に先ほど申し上げた点を主にやろうと思ったんですよ。それと附属した中で、市の持っている補助とか助成事業の中で、我々が知識として蓄えた中で、地元に戻せるものとか、それを相乗的に1月の定例総会やって、新年会というふうな段取りを事務局と一緒に、代理とも一緒に組んでいたんですが、今、松田さんおっしゃるとおりのね、その商工課のスタンスとかその辺も含めて、できるかどうかはまた別として、またちょっとこちらのほうですり合わせてもらって、またできれば1月の定例総会の後段でその辺もディスカッションできたらというふうに考えておりますので、お願いしたいと思います。

ほかに。

武井さんから、百瀬さん、願います。

武井農業委員

〇〇さんに対するちょっと要望があるんで、お願いしたいと思います。

たしか今年、〇〇さんの社長をここにお招きして、講演を聞きました。遊休農地を積極的に再生していたということに對して、心より感謝申し上げます。

入山辺につきましても、遊休荒廢地を積極的にソバ、大豆等を作付してい

ただいております、感謝申し上げますところなんですけれども、今、大豆の収穫時期というか、大分遅くなっていますけれども、収穫時期だと思わすけれども、この中山間地、特に入山辺は今、大豆の刈取りがまだ遅れているもんですから、鹿の餌場になっているんですよ。夕方になると、20頭くらいの鹿がその畑へ目がけて飛んで来るといふうなことで、地域住民は非常に恐怖を感じているといふうなことでございますもんですから、特に中山間地における大豆の収穫作業は早めにお願ひできれば。要するに、周辺に食べるものがなくなってくると、大豆畑を目がけて来るといふうなことで、今、地域住民は非常に怖がっていると、逆に。

そんなことがあるもんですから、早期収穫をするように要請をお願いしたいということと、もう一点、あぜ草なんですけれども、今年特に天候の関係であぜ草がよく伸びているんですけれども、相当伸びて、管理が十分なされてないといふうなことで、周辺の農地に及ぼす影響も大ですし、それと場所によっては、車の通行上、交通安全上、非常によくないと、そのような圃場も見受けられるもんですから、やはり〇〇を取った立派な法人でございまして、ぜひ借り入れた畑は適正な管理をぜひしていただきたい。これは農業委員会のほうから強く要請をお願いしたいと、そういうお願いでございます。よろしくお願ひします。

議 長 ああいうふうには講演会やらせてもらったし、やはり社長に来てもらったその経過もあるんで、その辺はやっぱりしかと受け止めさせていただいて、申し入れたいと思いますが、それに類似した話ありますか。今の武井委員のおっしゃったようなこと、久保委員、一言。

久保農業委員 いわゆる中間管理機構が入っていますよね、〇〇ね。一般論でいいんですけれども、来月ちょっと〇〇社長と話はしますけれども、今の同じ件で。一応あれですか。〇〇とこれとの契約の内容を私、知らんのですけれども、4年とか5年とか契約があるんだと思うんですよ。実際契約があるんだしたら、〇〇もやっていかざるを得ないのかなと。そこら辺、もしご存じでしたら教えていただきたいんです。

議 長 当然契約ですし、契約書も残っていると思いますので。

久保農業委員 だよな。

議 長 それは当事者の責任

久保農業委員 途中で放棄できないんでしょう、4年か5年間の。

議 長 それは一方的には当然そうだ。

久保農業委員 だよな。そういうことです。

議長 総合的にね、そういう事例があるで、そこはちょっと奥歯に物が挟まっちゃうんだけれども、そこはやっぱり事例は事例として、この会議で出た内容については伝えておきます。いいですよ。

議長 百瀬委員。

百瀬農業委員 農政懇談会には3つの案件上げているということで、2番目の利用権設定の見直しなんですけれども、これは農政課のこの前の話の中に、中間管理から認定農業者以外が借りれるかどうかということ国に問合せをしているという話があったんですけれども、その辺の回答って、もし分かるようでしたら、何かの機会でお話したいんですけれども。

議長 まだ具体的にはないね。

草田係長 はい、まだ。

議長 では、具体的にそれも含めていいです。ちょっと猶予をいただいて。百瀬委員の今、発言は発言として受け止めて。ほかに。

[質問、意見なし]

議長 いいですか。ほかに。  
倉科委員。

倉科農業委員 ちょっと皆さんに情報共有ということでお話ししますが、前回定例会の際に農政課から遊休農地対策の事業があるので、ご活用いただきたいということで案内ありましたし、梓川でもありましたし、四賀でもあったり、あちこちでそういう声があったので、一応それ、やりたいということで農政課に相談した案件幾つかあるんですけれども、やはり今の事業要件厳しくて、利用権設定以降じゃないといけないとかいうと、先ほどから話がある中間管理機構を通した転貸をやろうとすると、2か月から3か月かかりますので、もう冬になっちゃうというふうなことを待ってられないので、もう事業を使わずに解消した場所もあるもんですから、ちょっと来年度以降の予算要求に当たりますと、事業の要件の緩和ですね。もうちょっと使いやすいもの、やりたいと思ったらすぐ手をつけられるような形で、ちょっと事業の内容を見直しをいただければなというふうに思いますので、よろしくお話ししたいと思います。

まだ予算余っているそうなので、ぜひそういった地区がありましたら、ぜひ農政課に相談いただければと思います。よろしくお話しします。

議 長

その案件で、先週かな、僕のところへ来て、最適化推進委員とJAの課長と3人で、果たしてこれ、使わないと、またいろいろ落とすよね。予算を削られちゃうからどうするかというと、でも、今、倉科委員がおっしゃったとおり、さあ、できて、さあというわけにもいかない。それで自分じゃできないし、その管理機構を使わなきゃいけないので、それも確かにね、柳澤委員、またその辺も含めて、また振興委員会で市長に言うかは別として、その辺もまた検討していただければと思いますので。

同様に、担当課で2人で話してもらち明かないところもありますので、その辺も今、松田さんの話も、前段で話されたのもしかりですが、またすみません、骨を折ってみてください。

ほかに。

[質問、意見なし]

議 長

よろしいですかね。

今、その他の項目に入っております。

それでは、河西委員長、お願いします。

河西情報・研修委員長 情報・研修委員会から、農業委員会だより12月号が完成したので、ご説明とご報告です。

手元の資料に農業委員会だよりがあると思います。カラー刷りのものですよ。ご覧ください。

12月号は、委員の改選後初めての農業委員会だよりとなります。そのため、農業委員、推進委員さんの紹介がまずメインの内容になっています。

表紙は、農業委員の辞令交付式と推進委員の委嘱状交付式の様子となっていて、委員の紹介が2ページ目、3ページ目、4ページ目の上段が会長の就任挨拶という形で紙面を構成しています。

4ページの下段には、策定期限が迫ってきている地域計画の一部となっている目標地図を紹介したものとなっています。

7ページ、これは農村女性委員会の方に毎号書いていただいているものになります。

8ページ、「がんばっています」、梓川地区の細田さんの紹介になります。

9ページが寿のチャントテーブルファーム株式会社、これ、私担当したのですけれども、ここの紹介です。

あとは、最後、裏表紙、「よもやまばなし」がありまして、編集後記ということになっています。

今回は新任委員さんになってから期間が短かったので、前任の方で紙面構成等決めて、それを引き継いでいただいたという形になっています。本格的に始動するのは次回以降の号になります。ぜひまた一生懸命作りますので、ご協力お願いいたします。

以上になります。

議 長

ご苦労さまでした。

続きまして、松本農業農村支援センターからの情報提供ですが、担当の山戸主査が本日欠席ですので、事務局から案内をお願いいたします。

草田係長

本日、松本農業農村センターからの資料提供あります。情報提供ありますので、またご確認をいただきたいと思います。

続いて、連絡事項に移りたいと思います。よろしいでしょうか。

雇用就農資金の案内ということで、総会資料にこのカラー刷りの「個人の農業者も活用できる補助事業と聞いたので、応募しました」というものを同封していますので、こちらのご案内をします。

長野県農業会議からの周知の依頼になっています。農業会議で行っている事業でして、対象は50歳未満の就農希望者を新たに雇用する農業経営体に対して資金を助成するものです。具体的には、雇用した就農者の農業就農または独立就農を支援するタイプと新しい法人を設立して独立する方を目指すタイプの2つになっています。詳細につきましては、農業会議にお問合せをいただきたいと思います。

続いて、継続されている委員さんについてなんですけれども、今年の1月に能登半島地震がありまして、農業委員会から寄附をいたしました。それに対する預かり証がこちらに届きましたので、今回総会の資料に能登半島地震への寄付に対する預かり証を同封しております。こちらの寄附については、特定寄附控除に該当しまして、確定申告について、特定寄附控除として利用することができます。今回お送りした預かり証と振込口座が記載してある案内を添付して申告していただきます。2,000円以上寄附した場合に対象となりますので、よろしく願いいたします。

続いて、農地転用の許可条件について。

上條局長補佐

それでは私のほうから、先月に松田委員さんからお話があったことから始まり、何人かの委員さんからお話がありました件について報告させていただきます。内容としては許可後の計画変更申請をしたときに、平成元年のものが今やっと計画変更申請で出てきたのだけれども、その許可条件とか、逆に許可をして何年ぐらいたっていったら、何かペナルティーを条件に付けてもいいじゃないかというような話があったので、長野県のほうに確認しました。

許可条件としては、長野県のほうで確認したところ、例えば5年たって事業が完了しなければ許可を取り消しますとか、そういう期間を区切った許可条件の取り消しという状況は、許可条件の中には記載していないことを確認しました。

あと先月、許可後の工事進捗状況報告の話を私のほうで話させていただいたんですが、県のほうに確認したところ、平成15年から工事の進捗状況報告を求めているということで、平成元年のときには、先月の総会でもお話ししたとおり、工事の進捗状況報告が許可条件としてありませんでした。

しかしながら、もう35年もたって何も手つかずという部分もあるもので

すから、平成15年以前のものの取扱いについて、ちょっと県のほうと話をしながら、県の考え方、またまとめましたら、しかるべき時期に報告をしたいと思っております。

工事の進捗状況というのは、特に資材置場とか駐車場、あと建売住宅とか特定建築条件付き土地というものについては、長野県のほうでは、例えば安曇野市から許可申請が上がってきたら、松本市でも同じ転用事業者による工事の進捗状況報告がない場合には、申請時には報告書を提出するよう指導しています。

以上です。

草田係長

本日配付しました追加資料等は、各地区でお持ち帰りいただき、会議結果と併せて欠席委員におつなぎいただけるとありがたく存じます。

また、該当地区の委員に事前にお送りしました農地法申請書類の原本ですが、机の上にそのまま置いてお帰りください。

最後に、お車でお越しの委員は、駐車場の無料化処理を行いますので、こちらでお願いいたします。

議 長

少しお願いします。

上條農業委員

ちょっと皆さん方に聞きたいんだけど、昨日、東京電力とちょっと会合があったのね。特に奈良井川より西の人たちなんだけれども、今年、農業の立場からすると、順調に水は来たという実感ですもんで、水が不足するという感覚はなかった。一昨年もそういう感覚だと思うんだけど、実は昨日資料が出てきて、安曇のダムはどうなっていたかという資料で、去年、今年はあるんだけど、ちょっとこれ、どうって分からないと思うんだけど、このへこんだところあるね。ここ、ダムにどれだけ水があったかというこの資料なんだよね。

それで、これ、土地改良区と東京電力で水をもう安定的に供給するために、頻りに調整しながら水をやっていたんだけど、去年はあと3日雨が降らなきゃ、昔、10何年前にやったけれども、水が止まるという状態まで行っただよ。断水というやつ。

それで、昨日も米の話が出た。一応山田さんも隣にいたもんで、来たときに話したんだけど、今年、心白出ないように水をかけ流してあったんだよね。田んぼの温度を下げてというのがあったんだけど、これから温暖化が始まっていくというときに、この資料の中にもあるけれども、2年間だけでも、もう降水量がぐぐっと減っちゃっている。こっちのデータで。

また来年どうなるかなということで、あれですけど、昨日、東電にこういう資料を出してくれないかと。農業委員会でみんなに渡せばいいなということで、農業用水をこちらで取るに、4月から11月までの間に、東山でのこれは参考になる。全体的には参考になる。まず最初、こういう状態だから、東の山にどのくらい水が残っているとか、濁水になるかと

いうその参考にはなる。西のほうは、特に調整しながら水を出しているもんで、もうぎりぎりのところになれば満水になってしまいますから、それとほかに4月から12月まで出してもらおうことになっているけれども、上高地のほうとか、そっちのほうでみんな定点でいろいろなものを量っていて、どのくらい去年はこのときに細かく雨が降って、梓川に余分な水として流したかとか、そういった資料が改良区には来るわけ。

昨日の話の中で、東電と話したときに、農家の人たちは、水が来たか来ないか、暑かったか寒かただけで判断して、もう少し科学的にみんなでこれを捉えてもらって、活かしてもらったらいいんじゃないかということで、できればこの資料をね、資料というか、データを農業委員会なりにもらえないかという一応相談をしたら、ただ、これ、ちょっと会社の秘密事項でもあるもんで、一応協議すると言ったけれども、東電の松本の所長は、これは相互に使ってもらえば、すごく総合的にお互いにいい関係になれるし、ありがたい提案だというふうに受け止められた。

一応そんなことで、農業委員会としては、各地区の代表の人たちが多くもんで、ここで気候が結果としてどうなったというこっこの今、普及所から来ている資料じゃなくて、こうなります、可能性がりますよという資料をここで出せるわけね。水があるかないかというのは分かるもんでね。それで、ぜひともこれを出してもらいたい。それで皆さん方に参考に使ってもらえればいいじゃないかなということのお願いはしてきました。

長期的な見通しでは、ここから30年だから50年後には東京が鹿児島並みの気候になると、こう言われているわけね。そうすると、北アルプスには雪は降るけれども、もうためることできないもんで、九州の気候になってくるわけ。ぎっと降って、ぎっと流れちゃうもんで、いよいよため池が今度は必要になってくる、この地帯でも。岡田のほうとかそちらのほうにはため池があるわけ。

この間、ため池の維持管理については大変だから、もう廃止していくというのが新聞か何かに載っていたけれども、改良区としても、ため池をできる限り、これから将来のため絶対必要になってくるんで、維持に向けてご努力をいただきたいというふうにお願いしています。

いずれにしても、毎年これはもらっているけれども、昨日の懇談の中で、こういうことは有効に使えるということで、所長にお願いしたら、そのように使ってもらうなら大変ありがたいことだということでもありますので、12月には結果が出てきますので、ただ、毎月という、どうなっていくかというのは毎月もらいたいということは言うておきました。

以上です。お願いします。

議 長

ありがとうございました。

本当にこれ、我々だけじゃなくて、やっぱりこういう行政も含めた中で、また政治家も含めた中でのデータとして、やっぱりつかんでおく必要のあることだと思うよね。後段の見通しはよく分からないけれども、前段の話はね。

またそういう資料が来たら、またそれぞれ共有する中で、地域のものもそうだし、行政もそうだし、それぞれこんな話だという話くらいからそれぞれ進めるべきだとは思う。また協力、上條委員、またよろしくお願いします。

ほかに。

[質問、意見なし]

議 長

よろしいですかね。  
以上で本日の案件は全て終了しました。  
円滑な議事に協力、ありがとうございました。  
これで議長を退任させていただきます。  
お疲れさまでした。

14 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長

\_\_\_\_\_

議事録署名人 9 番

\_\_\_\_\_

議事録署名人 10 番

\_\_\_\_\_